

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月10日

【四半期会計期間】 第71期第1四半期(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

【会社名】 株式会社タダノ

【英訳名】 TADANO LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 多田野 宏 一

【本店の所在の場所】 香川県高松市新田町甲34番地

【電話番号】 高松 (087)839 5555 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 藤 井 清 史

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区亀沢2丁目4番12号

【電話番号】 東京 (03)3621 7777 (代表)

【事務連絡者氏名】 営業管理部長 多田野 純

【縦覧に供する場所】 株式会社タダノ東京事務所
(東京都墨田区亀沢2丁目4番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第70期 第1四半期 連結累計期間	第71期 第1四半期 連結累計期間	第70期
会計期間		自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高	(百万円)	35,231	34,894	173,703
営業利益	(百万円)	2,783	2,277	15,511
経常利益	(百万円)	2,737	2,207	14,907
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益	(百万円)	1,986	1,799	9,391
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,454	542	10,758
純資産額	(百万円)	142,357	148,941	150,044
総資産額	(百万円)	230,231	243,430	245,501
1株当たり四半期(当期) 純利益	(円)	15.69	14.21	74.16
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	61.6	60.9	60.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、個人消費が堅調に推移、企業収益の改善を背景に設備投資が緩やかに増加、生産や輸出は持ち直し、景気は緩やかに回復しました。欧州経済と米国経済は回復持続、新興国は総じて持ち直しの動きが続きました。一方で、米中をはじめとする貿易摩擦の影響、北朝鮮問題、中東の地政学上のリスク等もあり、極めて不透明な状況が続いております。

私どもの業界は、日本では、東京オリンピック・パラリンピックに向けた建設需要・復旧復興・防災減災・インフラ老朽化対策・民間建設投資等により稼働は堅調に推移しました。ミニラフテレーンクレーンの排ガス規制駆け込み需要反動減により、需要は台数では減少したものの、吊上げ能力による総トン数では増加しました。海外では、機種別・地域別にばらつきはあるものの、全体として需要は回復基調に転じました。

日本向け売上高は、建設用クレーンが増加、車両搭載型クレーンと高所作業車が減少し、187億2千万円(前年同期比101.4%)となりました。海外向け売上高は、当社主力のラフテレーンクレーンは底打ちしたものの伸び悩み、161億7千3百万円(前年同期比96.5%)となりました。この結果、総売上高は348億9千4百万円(前年同期比99.0%)、海外売上高比率は46.4%となりました。

売上は横ばいの中、売上原価率はやや改善しました。販売費及び一般管理費の増加により、営業利益は22億7千7百万円(前年同期比81.8%)、経常利益は22億7百万円(前年同期比80.7%)となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益は17億9千9百万円(前年同期比90.6%)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

日本

日本向けは、建設用クレーンが増加、車両搭載型クレーンと高所作業車が減少し、全体では売上は横ばいとなりました。一方で、海外向けは増加し、その結果、売上高は302億3千7百万円(前年同期比113.4%)、営業利益は31億4千万円(前年同期比151.2%)となりました。

欧州

建設用クレーン売上は欧州域内・欧州域外が共に増加し、売上高は79億8千1百万円(前年同期比125.6%)、新モデル移行や品質対応に伴うコスト増により、営業損失は2億1千8百万円(前年同期は1億2千5百万円の営業損失)となりました。

米州

北米での建設用クレーン需要が増加する中、ラフテレーンクレーンの需要は減少し、売上高は58億8百万円(前年同期比85.3%)となりました。営業損失は9千6百万円(前年同期は4千5百万円の営業損失)となりました。

その他

建設用クレーン需要が増加し、売上高は34億2千3百万円(前年同期比135.3%)となり、営業利益は1億3千3百万円(前年同期は4百万円の営業利益)となりました。

主要品目別の業績を示すと、次のとおりであります。

建設用クレーン

日本向け売上は、需要が減少する中、新モデル投入と大型機種増販もあり、62億9千6百万円（前年同期比111.9%）となりました。

海外向け売上は、当社主力のラフテレーンクレーンは底打ちしたものの伸び悩み、126億2千8百万円（前年同期比94.5%）となりました。

この結果、建設用クレーンの売上高は189億2千4百万円（前年同期比99.6%）となりました。

車両搭載型クレーン

日本向け売上は、トラック需要が増加する中、搭載率の低下により、38億8千3百万円（前年同期比91.0%）となりました。

海外向け売上は、東南アジア・中東向け販売体制強化により、4億5千7百万円（前年同期比141.5%）となりました。

この結果、車両搭載型クレーンの売上高は43億4千万円（前年同期比94.6%）となりました。

高所作業車

通信業界の設備投資の拡大はあったものの、インフラ点検補修用途のニーズを背景にしたレンタル業界向け売上が一巡し、高所作業車の売上高は、43億3千5百万円（前年同期比91.1%）となりました。

その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は、ストックビジネスへの取組み強化により、72億9千3百万円（前年同期比105.9%）となりました。

(2) 財政状態

(資産)

総資産は、前連結会計年度末に比べ20億7千1百万円減少の2,434億3千万円となりました。主な要因は、たな卸資産の増加88億3千5百万円や投資有価証券の増加40億4百万円があったものの、現金及び預金の減少62億3千4百万円や受取手形及び売掛金の減少120億7千3百万円があったことによるものです。

(負債)

負債は、前連結会計年度末に比べ9億6千8百万円減少の944億8千8百万円となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金の増加18億9千2百万円があったものの、未払法人税等の減少27億2千7百万円があったことによるものです。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ11億3百万円減少の1,489億4千1百万円となりました。主な要因は、利益剰余金の増加1億5千3百万円やその他有価証券評価差額金の増加2億円があったものの、為替換算調整勘定の減少14億8千1百万円があったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の経営方針であります企業価値の最大化に向けて事業活動を推進するに当たっては、当社グループの事業活動に関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等の全てのステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解があつてこそ、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の最大化に向けた経営を行うことが可能であると考えております。

したがって、これらに関する十分な理解なしに当社の株式の大規模な買付行為等がなされる場合には、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものと考えております。

また、大規模な買付行為等の中には、買収目的等からみて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対し明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に事実上、株式売却を強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付の条件・方法等について検討し、あるいは当社の取締役会が、代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在する可能性があります。

当社は、このような企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにならない大規模な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

基本方針の実現に資する取組みの概要

当社グループは、平成20年度以降、事業領域を「(移動機能付)抗重力・空間作業機械=Lifting Equipment(LE)」と定め、「LE世界 1」・「海外売上比率80%」・「安定的高収益企業(平時の営業利益率20%)」の3つを長期目標としております。

世界の人口動態を考えれば、LE業界は長期的には成長産業であり、今後のポテンシャルは高いと考えております。しかしながら、短中期的には市場変動が激しい事業特性を有しています。

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、3年毎に中期経営計画を策定しております。建設用クレーンの海外需要が平成24年をピークに減少するなか、「『強い会社』に」を基本方針とし、「更なるグローバル化」・「耐性アップ」・「競争力強化」を重点テーマとする「中期経営計画(14-16)」に取組み、シェアアップ・高付加価値商品の拡販等により業績向上を図ってまいりました。その結果、平成26年度と平成27年度は2年連続で過去最高の売上高と営業利益を更新し、ROS(売上高営業利益率)は14.4%・14.8%、ROA(総資産営業利益率)は13.9%・13.5%と高水準で推移しました。しかしながら、当社は未だ「強い会社」への途上にあり、最終年度は需要の更なる減少の影響により、ROS10.3%、ROA7.9%への低下を余儀なくされました。

平成29年度をスタートとする「中期経営計画(17-19)」は「『強い会社』に(赤い矢印に集中)」を基本方針として、3つの重点テーマ実現のために、9つの戦略に取組んでまいります。

・「強い会社」とは、いかなる外部環境にあろうとも、「利益を出す」・「人を育てる」を每期継続することができる会社です。

・当社グループでは、「市場：需要・為替(=青い矢印)」というコントロールできない環境の中で、事業に対する「自助努力(=赤い矢印)」に集中し、これに「投資(=黄色い矢印)」の成果を加えたものが、「業績(=黒い矢印)」と位置付けております。「中期経営計画(17-19)」では、「強い会社」になるために「赤い矢印」に集中することを基本方針としたものです。

・3つの重点テーマ

1)更なるグローバル化(ONE TADANO、Wide & Deep)

2)耐性アップ(6つの鍵)

3)競争力強化(四拍子そろったメーカー)

・9つの戦略

1)市場ポジションアップ

2)商品力強化

3)グローバル&フレキシブルものづくりへの取り組み

4)感動品質・感動サービスの提供

5)ライフサイクル価値の向上

6)ソリューションビジネスへの取り組み

7)収益力・資産効率のレベルアップ

8)成長基盤の確立

9)グループ&グローバル経営基盤の強化

また、当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の透明性・健全性・効率性を確保するための経営の重要課題の一つとして位置付けており、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、経営理念等に基づき健全な企業風土を根付かせ、この健全な企業風土により企業経営(経営者)が規律される仕組み、監査役の監査環境整備・実質的な機能強化により監査が適正に行われること等が重要であると考えております。

このような考え方にに基づき、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(http://www.tadano.co.jp/ir/c_governance.html)を制定し、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等を明らかにしております。

例えば、当社では、執行役員制度を導入し、少数の取締役によってグループ全体の視点に立った迅速な意思決定を行い、取締役相互の監視と執行役員の業務執行の監督を行っております。

監査役は、重要な会議に出席するとともに、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催しております。

また、企業としての社会的責任を果たすため、CSR委員会(委員長:代表取締役社長)を設置し、その課題解決推進組織となる「リスク委員会」「コンプライアンス委員会」「環境委員会」「製品安全委員会」「人財育成委員会」「安全衛生委員会」を通じ、経営の透明性と健全性を継続的に高め、業務リスクの軽減と業務品質向上を図る取組みを行っております。

さらに、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、取締役・監査役候補者および執行役員の指名ならびに取締役の報酬の決定のための取締役会の諮問機関として、また執行役員の報酬の決定のための社長の諮問機関として、指名報酬諮問委員会を設置しております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組みの概要

当社取締役会は、大量の当社の株式の買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反する買付行為等を抑止する為の枠組み(以下「本対応方針」といいます。)が必要であると考えました。

金融商品取引法によって、濫用的な買収を規制する一定の対応はなされていますが、公開買付開始前における情報提供と検討時間を法的に確保することや、市場内での買い集め行為を法的に制限することができない等、濫用的な買収に対して必ずしも有効に機能しないことが考えられます。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、本対応方針を定めることにより、当社の経営を安定させ成長戦略に集中できる環境を整え、不測の事態等による混乱や弱体化に備えることが必要と考えます。

当社株式の大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、当社株式の大規模買付行為等に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

そして、()大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは()遵守した場合でも、原則として大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められると判断される例外的な場合に、対抗措置を発動できるものとします。当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の是非の判断を株主意思確認株主総会に上程すべきとの勧告を受けた場合は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主意思確認株主総会を開催し、当該株主総会における決議の結果に従い、対抗措置の発動の是非についての取締役会決議を行うものとします。

大規模買付行為等に対する対抗措置としては、新株予約権無償割当てその他法令又は当社の定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて適切なものを選択するものとします。

上記の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

a. 基本方針の実現に資する取組み(上記 の取組み)について

上記 に記載した諸施策は、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

b. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み(上記 の取組み)について

(a) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、上記 に記載のとおり、大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様及び当社取締役会が判断するために必要な情報及びその内容の評価・検討等に必要な期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(b) 当該取組みが当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針は当社株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（()企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、()事前開示・株主意思の原則、()必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

2) 株主意思を重視するものであること

本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本対応方針の継続の可否について、平成29年6月27日開催の第69回定時株主総会において株主の皆様にご議論としてお諮りし、株主の皆様のご承認を得て、平成32年6月開催予定の定時株主総会の終結の時まで3年間有効期間を延長しております。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で変更又は廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっております。

3) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールを遵守して一連の手續が進行されたか否か、及び、当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについて、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役又は社外監査役の中から、当社取締役会が選任する3名以上の委員から構成されます。

実際に大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められるか否かを検討し、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否か等について、取締役会に勧告します。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様にご公表いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益に資するよう本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること

本対応方針においては、大規模買付行為等に対する対抗措置は合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) 外部専門家の意見を取得すること

大規模買付者による大規模買付行為等が行われた場合、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる当社取締役会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会における本対応方針を変更又は廃止する旨の決議により、いつでも変更又は廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は15億3千5百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	129,500,355	129,500,355	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	129,500,355	129,500,355		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年4月1日～ 平成30年6月30日		129,500		13,021		16,913

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成30年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,869,500		
完全議決権株式(その他)(注)1	普通株式 126,529,300	1,265,293	
単元未満株式(注)2	普通株式 101,555		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	129,500,355		
総株主の議決権		1,265,293	

(注) 1「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権の数2個)が含まれております。

2「単元未満株式」欄には当社所有の自己株式20株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タダノ	香川県高松市新田町 甲34番地	2,869,500		2,869,500	2.22
計		2,869,500		2,869,500	2.22

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	86,854	80,619
受取手形及び売掛金	3, 4 41,996	3, 4 29,922
電子記録債権	4 3,505	4 5,141
商品及び製品	23,232	27,873
仕掛品	21,682	25,854
原材料及び貯蔵品	9,637	9,659
その他	2,100	3,114
貸倒引当金	321	116
流動資産合計	188,687	182,069
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	12,279	11,924
機械装置及び運搬具（純額）	2,798	2,665
土地	23,025	22,984
リース資産（純額）	538	490
建設仮勘定	1,262	2,619
その他（純額）	1,842	1,704
有形固定資産合計	41,747	42,389
無形固定資産	1,187	1,511
投資その他の資産		
投資有価証券	7,209	11,214
繰延税金資産	6,088	5,697
その他	1,858	1,784
貸倒引当金	1,277	1,237
投資その他の資産合計	13,879	17,459
固定資産合計	56,814	61,360
資産合計	245,501	243,430

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4 28,310	4 30,202
電子記録債務	8,417	8,596
短期借入金	18,604	18,662
リース債務	215	203
未払法人税等	3,517	789
製品保証引当金	1,641	1,492
債務保証損失引当金	0	0
未払金	4,532	4,336
割賦利益繰延	159	81
その他	4,937	5,160
流動負債合計	70,334	69,524
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	4,559	4,515
リース債務	372	330
繰延税金負債	91	110
再評価に係る繰延税金負債	2,109	2,109
退職給付に係る負債	7,360	7,270
その他	629	628
固定負債合計	25,122	24,963
負債合計	95,457	94,488
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,021	13,021
資本剰余金	16,853	16,853
利益剰余金	120,606	120,760
自己株式	2,639	2,639
株主資本合計	147,841	147,995
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,622	1,822
土地再評価差額金	1,270	1,270
為替換算調整勘定	585	2,066
退職給付に係る調整累計額	693	657
その他の包括利益累計額合計	1,615	369
非支配株主持分	587	577
純資産合計	150,044	148,941
負債純資産合計	245,501	243,430

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
売上高	35,231	34,894
売上原価	25,055	24,736
割賦販売利益繰延前売上総利益	10,175	10,157
割賦販売未実現利益戻入額	46	83
割賦販売未実現利益繰入額	10	5
売上総利益	10,211	10,235
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	810	919
広告宣伝費	90	57
製品保証引当金繰入額	218	210
貸倒引当金繰入額	18	16
人件費	2,734	2,900
退職給付費用	128	111
旅費及び交通費	228	208
減価償却費	226	216
研究開発費	1,321	1,535
その他	1,687	1,813
販売費及び一般管理費合計	7,428	7,958
営業利益	2,783	2,277
営業外収益		
受取利息	19	14
受取配当金	63	66
為替差益	8	-
その他	44	34
営業外収益合計	135	115
営業外費用		
支払利息	102	110
売上債権売却損	62	-
為替差損	-	61
その他	16	12
営業外費用合計	181	184
経常利益	2,737	2,207
特別利益		
固定資産売却益	5	1
特別利益合計	5	1
特別損失		
固定資産除売却損	19	0
特別損失合計	19	0
税金等調整前四半期純利益	2,723	2,208
法人税、住民税及び事業税	191	123
法人税等調整額	530	275
法人税等合計	722	398
四半期純利益	2,000	1,810
非支配株主に帰属する四半期純利益	13	10
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,986	1,799

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	2,000	1,810
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	183	200
為替換算調整勘定	762	1,503
退職給付に係る調整額	32	35
その他の包括利益合計	546	1,267
四半期包括利益	1,454	542
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,442	553
非支配株主に係る四半期包括利益	11	10

【注記事項】

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

当社顧客の提携リース会社等からのファイナンスに対する保証

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
(株)小川建機	301百万円	(株)小川建機	278百万円
(株)オートレント	278 "	(株)オートレント	260 "
(株)坂野クレーン	261 "	(株)坂野クレーン	251 "
その他164社	2,805 "	その他161社	2,595 "
計	3,646百万円	計	3,385百万円

2 偶発債務

厳格化する米国のディーゼルエンジン排ガス規制に製造業者が柔軟に対応できるよう設けられた規制の段階的緩和措置に対して、当社グループとしてその要請の一部を満たしていない可能性があることが判明し、米子会社2社が米国環境保護庁へその旨を自己申告いたしました。現在、米国環境保護庁との協議が進行中で、協議の終了時期は見通せておりません。

当事実が今後の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積ることは困難であるため、四半期連結財務諸表には反映しておりません。

3 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
受取手形裏書譲渡高	6百万円	1百万円

4 四半期連結会計期間末日満期手形等

四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
受取手形	1,076百万円	832百万円
電子記録債権	150 "	182 "
支払手形	886 "	735 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費	666百万円	689百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,646	13.00	平成29年3月31日	平成29年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,646	13.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Waterland Trading B.V.

事業の内容 タダノ・ファウンGmbH製品の販売、アフターサービス、中古車の販売

2) 企業結合を行った主な理由

当社子会社であるタダノ・ファウンGmbHは、オールテレーンクレーン(AC)の製造・販売を行っております。Waterland Trading B.V.は、ACの重点市場の1つであるオランダにおける同社の代理店であり、販売・サービスの強化を図るためであります。

3) 企業結合日

平成30年1月2日

4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

5) 結合後企業の名称

タダノ・ネーダーランドB.V.

6) 取得した議決権比率

100%

7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社子会社であるタダノ・ファウンGmbHが、現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成30年1月1日から平成30年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	924百万円
取得原価		924百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

1) 発生したのれん

373百万円

2) 発生原因

取得原価が企業結合時における時価純資産額を上回ったため、その差額をのれんとして認識したものです。

3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

． 取得による企業結合

1． 企業結合の概要

1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Waterland Trading B.V.B.A.

事業の内容 タダノ・ファウンGmbH製品の販売、アフターサービス、中古車の販売

2) 企業結合を行った主な理由

当社子会社であるタダノ・ファウンGmbHは、オールテレーンクレーン（AC）の製造・販売を行っております。Waterland Trading B.V.B.A.は、ACの重点市場の1つであるベルギーにおける同社の代理店であり、販売・サービスの強化を図るためであります。

3) 企業結合日

平成30年1月2日

4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

5) 結合後企業の名称

タダノ・ベルギー B.V.B.A.

6) 取得した議決権比率

100%

7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社子会社であるタダノ・ファウンGmbHが、現金を対価として株式を取得したためであります。

2． 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成30年1月1日から平成30年3月31日まで

3． 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	54百万円
取得原価		54百万円

4． 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

1) 発生したのれん金額

7百万円

2) 発生原因

取得原価が企業結合時における時価純資産額を上回ったため、その差額をのれんとして認識したものです。

3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	欧州	米州	計				
売上高								
外部顧客への売上高	22,849	3,209	6,783	32,841	2,389	35,231		35,231
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,808	3,146	23	6,978	141	7,119	7,119	
計	26,658	6,355	6,806	39,820	2,530	42,351	7,119	35,231
セグメント利益又は損失 ()	2,076	125	45	1,905	4	1,909	873	2,783

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア及びオセアニア等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額には、主なものとして、セグメント間未実現利益調整額869百万円が含まれております。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	日本	欧州	米州	計				
売上高								
外部顧客への売上高	21,236	4,558	5,720	31,514	3,379	34,894		34,894
セグメント間の内部売上高 又は振替高	9,001	3,423	88	12,513	44	12,557	12,557	
計	30,237	7,981	5,808	44,028	3,423	47,452	12,557	34,894
セグメント利益又は損失 ()	3,140	218	96	2,824	133	2,957	680	2,277

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア及びオセアニア等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額には、主なものとして、セグメント間未実現利益調整額 683百万円が含まれております。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益	15円69銭	14円21銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,986	1,799
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	1,986	1,799
普通株式の期中平均株式数(千株)	126,632	126,630

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8 月 8 日

株式会社タダノ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 田	明 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越 智 慶 太	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タダノの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

【注記事項】(四半期連結貸借対照表関係)2 偶発債務に記載されているとおり、厳格化する米国のディーゼルエンジン排ガス規制に製造業者が柔軟に対応できるよう設けられた規制の段階的緩和措置に対して、会社グループとしてその要請の一部を満たしていない可能性があることが判明し、米国子会社2社が米国環境保護庁へその旨を自己申告した。現在、米国環境保護庁との協議が進行中で、協議の終了時期は見通せていない。当事実が今後の会社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積ることが困難であるため、四半期連結財務諸表には反映していない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。